

	<input type="checkbox"/> 人材派遣	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> PFI等	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 現行通り
今後に向けた改善のポイントと取組方向						
断	(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由					
	(2) 課題への対応					

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	市町児童相談体制支援推進事業費				区分	継続			
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進							
	23301	児童虐待対応力の強化							
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値					
	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数			29件					
選択・集中									
重点化施策	重点								
根拠 (法令等)	児童福祉法								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
	予算額			63,609千円	4,296千円				
	決算額			58,315千円					
事業の目的	市町の児童相談体制の強化に向けた取組を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげます。								
	市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の運営強化を支援することにより、市町における児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を促進します。 また、市町職員のスキルアップを図り、的確な児童相談対応及び内部でのノウハウの蓄積をめざします。								
事業目標	こうしたことにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。								
	市町児童相談体制強化確認表について、取組をより効果的なものにするため、項目の的確性等を検討するための経費を計上しました。								
前年度から の変更点	児童虐待の防止には、未然防止と早期発見・対応が必要である中、より住民に近い市町における児童虐待相談件数が増加傾向にあり、市町の児童相談体制の強化が求められています。しかしながら、市町の実情として、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要対協の活動に差がある等といった課題があります。								
	そこで、こうした課題に対応するため、市町に対する継続した支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進していく必要があります。ひいては、県全体の児童虐待対応力の強化につなげていきます。								
事業の必要性と期待される効果									

取組詳細

取組概要	市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、県と市町との連携の一層の強化を図ります。
取組内容等	

(1) 市町現場対応力強化事業 2,640千円（うち県費1,395千円）

- 市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、全市町と児童相談センター、管轄の児童相談所との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めます。
- 児童相談体制強化確認表に基づき、取組をより効果的なものにするため、項目の的確性等の検討を行います。
- 引き続き、市町要対協の運営強化のためのアドバイザーを派遣するとともに、平成26年度の市町の取組をふまえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上につなげます。

(2) 市町職員スキルアップ研修強化事業 1,420千円（うち県費720千円）

- 市町の児童相談担当職員のスキルアップのため、児童福祉司任用資格取得指定研修会や言語療法に係る研修会など各種研修会を開催します。

[実績等]

	平成25年度	平成26年度	単位
市町の児童相談担当職員 研修参加者数	294		人

[財源負担割合] 国1/2 県1/2（一部県10/10）

[事業負担割合] 国1/2 県1/2（一部県10/10）

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

事業名	市町児童相談体制支援推進事業			継続
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進		
	23301	児童虐待対応力の強化		
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値
	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数		29市町	29件
選択・集中				
重点化施策	重点			
根拠 (法令等)	児童福祉法第11条			
予算額等	平成23年度 予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 決算額
	一千円	一千円	63,609千円	4,296千円
事業の目的	市町の児童相談体制の強化に向けた取組を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげます。			
事業目標	市町要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の運営強化を支援することにより、市町における児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を促進します。 また、市町職員のスキルアップを図り、的確な児童相談対応及び内部でのノウハウの蓄積をめざします。 こうしたことにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。			
前年度から の変更点	特にケースマネジメント等に助言・指導を必要とする市町に対し、定期的・継続的にアドバイザーを派遣します。 なお、安心こども基金を活用した、児童相談システムや要保護児童支援巡回車両の導入に対する市町への補助事業は終了しました。			
事業の必要性と期待される効果	児童虐待の防止には、未然防止と早期発見・対応が必要である中、より住民に近い市町における児童虐待相談件数が増加傾向にあり、市町の児童相談体制の強化が求められています。しかしながら、市町の実情として、①専任職員の配置が少ない、②独自での人材育成が困難、③要対協の活動に差がある等といった課題があります。 そこで、こうした課題に対応するため、市町に対する継続した支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進していく必要があります。ひいては、県全体の児童虐待対応力の強化につなげていきます。			

取組詳細

取組概要	市町における児童相談体制の強化に向けた取組をより積極的に支援するとともに、県と市町との連携の一層の強化を図ります。
取組内容等	

【予算額（うち一般財源）】 4,296千円（2,171千円）

（1）市町現場対応力強化事業 【予算額（うち一般財源）】 2,831千円（1,428千円）

- 市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、全市町と児童相談センター、管轄の児童相談所との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進めます。
- 引き続き、市町要対協の運営強化のためのアドバイザーを派遣するとともに、平成25年度の市町の取組を踏まえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上につなげます。

（2）市町職員スキルアップ研修強化事業 【予算額（うち一般財源）】 1,465千円（743千円）

- 市町の児童相談担当職員のスキルアップのため、児童福祉司任用資格取得指定講習会や言語療法に係る研修会など各種研修会を開催します。

[実績等]

	平成25年度	平成26年度	単位
市町の児童相談担当職員 研修参加者数	294		人

[財源負担割合] 国1/2 県1/2（一部県10/10）

[事業負担割合] 国1/2 県1/2（一部県10/10）

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

中間進捗情報

成果と残された課題

(1) 成果

- 市町との定期協議を通じて、各市町の児童相談における強み・弱みの確認を行うとともに、すべての市町において、児童相談体制の強化に向けた本年度の取組目標を明確に設定することができました。

(2) 課題

- 取組目標の達成に向けて、隨時、市町及び児童相談所における取組状況の把握や必要となるサポートを実施していく必要があります。
- 県全体の児童相談体制強化のためには、より一層、第一義的な児童虐待の相談窓口である市町職員のスキルアップが必要となります。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔下半期〕

- 年度末に、児童相談所及び市町それぞれの本年度の取組結果状況を把握するとともに、問題点等については、翌年度の定期協議、取組へとつなげていきます。
- 市町職員を対象として、児童福祉司任用資格取得指定講習会の実施や事例検討を中心とした実践的な研修会を実施し、市町職員のスキルアップを図るとともに、市町としての児童相談対応力の向上を支援します。

〔翌年度〕

- 市町により児童相談体制が異なることから、各市町の児童相談体制を強化していくには、毎年度、定期協議等を実施しながら、各市町の実情に応じた支援を図っていくことが重要です。
- そのためには、翌年度においても、引き続き、定期協議の実施やアドバイザーの派遣、スキルアップのための研修等を実施していく必要があります。

年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

総見直しの視点

	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性	<input type="checkbox"/> 県関与の必要性	<input type="checkbox"/> 手段の有効性	<input type="checkbox"/> 手段の効率性	<input type="checkbox"/> 緊要性
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし				
合	見直しの方向				
判	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止)	<input type="checkbox"/> 廃止(民営化)	<input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲)	<input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲)	<input type="checkbox"/> 廃止(休止)
断	<input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善)	<input type="checkbox"/> 統合化(要改善)	<input type="checkbox"/> 終期設定(要改善)	<input checked="" type="checkbox"/> 現行通り	<input type="checkbox"/> 拡充
	民間活力の活用				
	<input type="checkbox"/> 人材派遣	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> PFI等	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	今後に向けた改善のポイントと取組方向				
	(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由				
	(2) 課題への対応				

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	家庭的養護推進事業費				区分 一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進			
	23303	社会的養護が必要な児童への支援			
基本事業選択・集中	目標項目		26年度実績値	27年度目標値	
	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率			43.0%	
選択・集中 重点化施策	緊急 1, 5				
根拠 (法令等)	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要領 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について				
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	予算額				
	決算額				
事業の目的	里親やファミリーホームへの委託、入所施設での小規模ケア等により、要保護児童が家庭的な環境で安心して暮らせるようにします。 そのため、里親の新規開拓や支援の充実に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模ケア化に向けた整備等を促進します。 さらに、施設職員の人材育成に取り組み、小規模ケア化の促進を図ります。				
	三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、地域分散化による要保護児童に対する家庭的ケアを拡充します。 このため、里親等の新規開拓や支援の充実を図るとともに、児童養護施設等の施設整備を促進します。				
事業目標	家庭的養護体制充実支援事業を、家族再生・自立支援事業と本事業に分割。 児童家庭支援センターの新規開設（1施設）、里親の新規開拓・里親支援の充実に向けた取組強化、各施設等の家庭的養護体制を促進する施策の実施				
	すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮される中で養育されるべきです。 要保護児童においても同様であり、里親・ファミリーホームへの委託を優先的に進めつつ、施設養護も、できる限り養育環境の整備を進める必要があります。 家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることにより、児童の成長と自立につながっていきます。				
前年度から の変更点					
事業の必要性と期待される効果					

取組詳細

取組概要

要保護児童が里親や入所施設等において、より家庭的な環境で暮らせるようにします。

取組内容等

(1) 児童養護施設等施設整備事業

240,106千円（うち県費16,035千円）

社会福祉法人が施工する児童養護施設の改築等に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。また、児童福祉施設等が行う耐震診断に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。

(2) 小規模ケア化推進支援事業

児童養護施設における小規模ケア化を推進するにあたり、小規模ケア体制から派生する課題によって施設内での問題行動が濃縮化されたり、個々の児童の課題がユニット全体に波及するなどとのことがないよう、課題への対処を行いつつ、子どもの健康な育ちを保障するために児童養護施設と児童相談所との連携・協働により、養育支援技術というソフトウェアの面から施設の小規模ケア化を支援します。

(3) 家庭的養護体制充実支援嘱託員

児童相談センターに家庭的養護体制充実支援嘱託員を配置し、家庭的養護体制の充実支援に関する課題を調査・分析し、児童及び施設に健康教育・予防教育の指導や調整等を行います。

(4) 児童家庭支援センター運営支援事業（拡充）

24,006千円（うち県費12,003千円）

児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童福祉施設で、①地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談・助言、②児童相談所長の委託に基づく指導、③訪問等による要保護児童及び家庭に係る状況把握、④里親支援等を行います。

国において将来的には児童養護施設等に児童家庭支援センターを標準装備とすることが謳われている中、これまで南勢志摩児相管内に1施設（伊勢市 精華学院）のみであったところ、平成26年度は、北勢児相管内に1施設（四日市市 エスペランス四日市）設置され、現在、伊賀児相管内（名張市 名張養護学園）で改築整備が行われ、平成27年度に開設される予定です。

今後、まずは県内各児相単位をめざして段階的に設置を進める予定であり、地域の子育て相談の充実を図るため、当事業においてその運営事業費の一部を補助します。

(5) 里親委託推進事業（拡充）

14,622千円（うち県費11,439千円）

三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親等委託率（平成25年度16.5%）を今後十数年で倍増させる必要があります。この目標を達成するためには、新規開拓により里親登録者を増やすこと、また、安定した養育環境で児童を養育していただくための支援の充実が不可欠であることから、以下の事業に取り組みます。

- ・里親制度にかかる啓発や新規開拓の手法を開発するために県民に対する意識調査を実施します。
- ・里親制度に关心のある方が気軽に参加でき、里親登録申込につながる相談がしやすいよう、里親説明会をより小規模な単位で行うとともに開催回数を増やします。
- ・施設の里親支援専門相談員との連携による、里子の養育相談対応や定期的な家庭訪問等を通じ、専門的かつきめ細やかな里親支援を行います。
- ・里親の養育技術の向上や精神的負担の軽減を図るため、定期的に集い相互交流を深める里親サロンを設けます。
- ・里親および施設の代表者や学識者等で構成する里親委託推進委員会を引き続き開催し、里親

委託推進方策について検討を行います。

- ・養育里親や専門里親として必要となる知識・情報を学ぶため、それぞれ登録希望者を対象とした研修・実習を実施するとともに、委託中の里親を対象としたフォローアップ研修を充実し、養育スキルの向上に取り組みます
- ・里親委託中の事故等に備えて里親が加入する「里親賠償責任保険」にかかる保険料を助成します。

(6) 【新】家庭的養護体制推進事業

131,949千円（うち県費131,949千円）

三重県家庭的養護推進計画に基づき、児童養護施設、乳児院におけるユニットケアにおいて、各ユニットに児童指導員（非常勤）を1人加配して職員体制を充実するとともに、ユニットリーダーを配置して運営体制を強化することにより、入所児童への処遇向上を図ります。

また、ファミリーホームの設置促進、施設（里親支援専門相談員）の活動による施設入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図るための経費の一部を補助します。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
要保護児童における家庭的ケアの実施率	34	40.2	49.6	%

※要保護児童（乳児院、児童養護施設入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭的ケア（施設での小規模グループケアまたは里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合。

[財源負担割合] 国1/3 県2/3 一部国1/2 県1/2 または、県10/10

児童養護施設等整備については、国2/3 県1/3

[事業負担割合] 国1/3 県2/3 一部国1/2 県1/2 または、県10/10

児童養護施設等整備については、国1/2 県1/4 実施主体1/4

[事業開始年度] 平成19年度 （平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替）

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	家族再生・自立支援事業費				区分	継続		
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進						
	23303	社会的養護が必要な児童への支援						
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値				
	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率				43.0%			
選択・集中	緊急5							
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要領 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	児童養護施設等においては、被虐待児等要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な養育環境の中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があります。 こうしたことから、施設職員等の人材育成を図るとともに、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援、児童に対する処遇の向上や身元保証など、児童の家庭復帰や自立に向けた支援を行います。							
事業目標	児童養護施設等に入所する児童の家庭復帰をめざすとともに、進学や就職等をめざす児童の自立を支援します。							
前年度から の変更点	家庭的養護体制充実支援事業を家庭的養護推進事業と本事業に分割。 基幹的職員研修(隔年)の実施							
事業の必要性と期待される効果	すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、要保護児童においても、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が行われることが重要なことから、児童養護施設等の職員の人材育成を図り専門性の向上を図る必要があります。 そのことにより、児童に対する専門的なケアを行える体制や自立支援の充実につなげます。							

取組詳細

取組概要	要保護児童の自立に向け、小学生からの学習習慣の習得等に取り組みます。 また、入所児童の家庭復帰等に向け、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組むとともに、最適なプログラムの活用を図ります。さらに、退所児童の身元保証などを行います。
取組内容等	

(1) 児童養護施設入所児童学習支援事業 8,640千円（うち県費4,320千円）

学習指導のほか児童養護施設に入所している児童の状況や特性等についての十分な理解や、入所児童の約半数を占める被虐待児への配慮など、児童の福祉向上や自立支援に熱意を持った学習支援員を派遣し、県内すべての児童養護施設に入所する小学1年生から6年生までの児童に対して、各施設において週1回1時間程度の学習支援を実施します。

(2) 基幹的職員研修事業

・施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的に、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。

(3) CAP児童養護施設プログラム委託事業

児童養護施設に入所している子どもたちが、年齢に応じた互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象にCAPプログラム等を実施します。

(4) 家族再生プログラム事業

- ・サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ等を使い、当該面接法のノウハウを児童相談所職員等が研修を受け、判定会議にて適応性が判断された後、関係職員が役割分担を行い、家族再生のためのプログラムを策定して実施します。
- ・教育的に対処できるスキルを指導するCSP（コモン・センス・ペアレンティング）等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各自の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入します。
- ・LSW（ライフ・ストーリー・ワーク）について児童養護施設職員が理解を深め、実施できるよう研修を実施し、児童相談所職員との協議の上、必要な事例を選定し、当該児童の年齢や理解力等を鑑みて計画的に実施します。

(5) 児童養護施設家族再生支援事業

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。

(6) 施設退所児身元保証補助事業

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が支払う損害保険料に対して補助します。

(7) 未成年後見人支援事業

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払います。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
入所する小学生に対する学習支援実施施設数	12	12	12	施設

[財源負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業負担割合] 国1/2 県1/2 または、県10/10

[事業開始年度] 平成19年度 (平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

事業概要

細事業名	家庭的養護体制充実支援事業費			区分	一部新規
施策	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進			
	23303	社会的養護が必要な児童への支援			
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値	
	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率		49.6%	43.0%	
選択・集中					
重点化施策	重点				
根拠 (法令等)	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要領、 児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について				
予算年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額		172,866千円	193,417千円	433,297千円	
等	決算額	258,970千円	135,001千円		
事業の目的	要保護児童が、入所施設での小規模グループケアや里親等のより家庭的な環境で暮らせるようにします。また、被虐待児が適切な支援を受けられる環境を整えるためには、被虐待児を安全に保護するだけでなく、自立支援も同時に図る必要があることから、児童福祉施設に入所する小学生に対する学習支援や被虐待児等特別な支援を必要とする児童への対応や身元保証人の確保など、多くのハンディキャップをかかえる児童の自立を支援します。				
事業目標	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率 43% (家庭的ケアとは、児童養護施設、乳児院において小規模グループケアを受けている児童及び里親・ファミリーホームに委託されている児童の合計数が要保護児童数に占める割合)				
前年度から の変更点	県家庭的養護推進計画の策定 児童家庭支援センター（1施設）の拡充				
事業の必要性と期待される効果	すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、要保護児童においても、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的に安定した愛着関係の下での養育が行われることが重要なことから、里親・ファミリーホームへの委託を優先的に進めつつ、施設における養護も、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく環境整備を進めるとともに、被虐待児等特別な支援を必要とする児童等に対する専門的なケアを行える体制や自立支援の充実を図ることなどにより、社会的養護が必要な児童への総合的な支援を行います。				

取組詳細

取組概要

要保護児童が、入所施設や里親等において、より家庭的な環境で暮らせるようにします。また、被虐待児等特別な支援を必要とする児童への対応の向上を図るとともに、学習支援や身元保証人の確保など、多くのハンディキャップをかかえる児童の自立を支援します。

取組内容等

(1) 児童養護施設等施設整備事業 397,720千円 (13,686千円)

社会福祉法人が施工する児童養護施設の改築に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。また、児童福祉施設等が行う耐震診断に要する経費の一部に充てるため補助金を交付します。

(上記予算額には、平成25年度からの繰越（乳児院、母子生活支援施設）217,804千円含む)

(2) 小規模ケア化推進支援事業 505千円 (366千円)

児童養護施設において小規模ケア化を推進するにあたり、小規模ケア体制から派生する課題によって施設内での問題行動が濃縮化されたり、個々の児童の課題がユニット全体に波及したりしないよう、課題への対処を行いつつ、子どもの健康な育ちを保障するために児童養護施設と児童相談所との連携・協働により、施設の小規模ケア化を養育支援技術というソフトウェアの面から支援します。

(3) 家庭的養護体制充実支援嘱託員 2,325千円 (2,313千円)

児童相談センターに家庭的養護体制充実支援嘱託員を配置し、家庭的養護体制の充実支援に関する課題を調査・分析し、児童及び施設に健康教育・予防教育の指導や調整等を行います。

(4) 児童家庭支援センター運営支援事業（拡充） 16,006千円 (8,003千円)

児童家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童福祉施設で、国において将来的には児童養護施設等に標準装備とすることが謳われています。平成26年度は、これまでの1施設（伊勢市内）に加え、四日市市内に1施設設置されました。県内の子育て相談の充実を図るため、その運営事業費の一部を補助します。

なお、児童家庭支援センターでは、①地域の子どもの福祉に関する各般の問題に関する相談・助言、②児童相談所長の委託に基づく指導、③訪問等による要保護児童及び家庭に係る状況把握、④里親支援等を行います。

(5) 児童養護施設入所児童学習支援事業 8,640千円 (8,640千円)

学習指導のほか児童養護施設に入所している児童の状況や特性等についての十分な理解や、入所児童の約半数を占める被虐待児への配慮など、児童の福祉向上や自立支援に熱意を持った学習支援員を派遣し、県内すべての児童養護施設に入所する小学1年生から6年生までの児童に対して、各施設において週1回1時間程度の学習支援を実施します。

(6) 里親委託推進事業 4,791千円 (3,002千円)

- ・里親委託推進の方策について検討する里親委託推進委員会を開催するとともに、里親委託推進員を児童相談センターに配置し、委託里親の訪問相談等を行います。
- ・里親が定期的に集い相互に交流を図るとともに、里親の精神的負担の軽減を図るため、里親サロンを設けます。
- ・里親賠償責任保険にかかる費用を助成します。
- ・養育里親として必要となる知識・情報を学ぶため、養育里親登録希望者を対象とした研修・実習を実施します。
- ・専門里親として必要となる専門的な知識・情報を学ぶため、専門里親登録希望者を対象とした

研修・実習を実施します。

(7) 里親相談・地域支援事業 1,352千円 (1,081千円)

- ・専門家等をアドバイザーとして招き、里親への支援や連携について検討を行う里親支援連絡会議を開催します。
- ・里親制度や社会的養護が必要な児童についての正しい理解の普及促進を図るため、子育て支援のノウハウやネットワークを持つ団体に講演会や出前講座等を委託して実施します。
- ・専門里親更新登録希望者を対象とした更新研修を実施します。
- ・里親のスキルアップを目的としたフォローアップ研修を子育て支援のノウハウを持つ団体に委託して実施します。

(8) 家庭的養護推進計画策定事業（新） 115千円 (115千円)

県内における家庭的養護を計画的に推進することを目的に、関係施設の代表者や有識者等による「三重県家庭的養護推進計画策定検討会」を開催し、施設の小規模ケア化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的な方策を定める「三重県家庭的養護推進計画」を策定します。

(9) CAP児童養護施設プログラム委託事業 676千円 (338千円)

児童養護施設に入所している子どもたちが、年齢に応じた互いの人権を理解しあい、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、CAPプログラム等を児童養護施設職員等を対象として行います。

(10) 家族再生プログラム事業 586千円 (297千円)

- ・サインズ・オブ・セーフティー・アプローチ等を使い、当該面接法のノウハウを児童相談所職員等が研修を受け、判定会議にて適応性が判断された後、関係職員が役割分担を行い、家族再生のためのプログラムを策定して実施します。
- ・教育的に対処できるスキルを指導するC S P (コモンセンス・ペアレンティング) 等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各自の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入します。
- ・L S W (ライフストーリーワーク) について児童養護施設職員が理解を深め、実施できるよう研修を実施し、児童相談所職員との協議の上、必要な事例を選定し、当該児童の年齢や理解力等を鑑みて計画的に実施します。

(11) 児童養護施設家族再生支援事業 300千円 (150千円)

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてるることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てを行えるよう支援します。

(12) 施設退所児身元保証補助事業 30千円 (16千円)

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が支払う損害保険料に対して補助します。

(13) 未成年後見人支援事業 251千円 (126千円)

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な方を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払います。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
要保護児童における家庭的ケアの実施率	34	40.2	49.6	%

※要保護児童（乳児院、児童養護施設入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭的ケア（施設での小規模グループケアまたは里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合。

[財源負担割合] 国1/3 県2/3 一部国1/2 県1/2 または、県10/10
児童養護施設等整備については、国2/3 県1/3

[事業負担割合] 国1/3 県2/3 一部国1/2 県1/2 または、県10/10
児童養護施設等整備については、国1/2 県1/4 実施主体1/4

[事業開始年度] 平成19年度 (平成24年度において、家族再生・児童自立支援事業を組替)

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	放課後児童対策事業費補助金				区分 一部新規		
施策	232	子育て支援策の推進					
	23201	保育・放課後対策等の充実					
基本事業	目標項目		26年度実績値	27年度目標値			
	病児・病後児保育所の実施地域数 (広域利用含む)			20 地域			
選択・集中	第5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト					
重点化施策	重点						
根拠 (法令等)	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱(厚生労働省) 健康福祉部関係補助金等交付要綱						
	予算年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
予算額等	予算額		660,671千円	830,188千円	874,437千円		
	決算額	720,107千円	721,893千円	801,549千円			
事業の目的	放課後児童クラブを設置・充実し、適切な遊びや生活の場を確保することにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。						
事業目標	必要な地域に放課後児童クラブが設置・運営できるよう、市町や事業実施主体の取組を支援していきます。						
前年度から の変更点	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの整備要件の拡充(創設のみではなく改築等も補助の対象とする) 放課後児童クラブへの運営費補助の拡充(放課後児童クラブ運営支援事業【仮称】、放課後児童クラブ送迎支援事業【仮称】)の創設) 小規模放課後児童クラブへの運営費補助の拡充(補助期限の制限【3年間】の撤廃) ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料補助 放課後児童クラブに従事する者に対する放課後児童支援員認定資格研修(国が定める「認定研修ガイドライン」に基づく研修)の実施 						
	<p>放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するためには、放課後児童クラブの量的、質的な充実が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備に関して補助することにより、設置を促進することができます。 放課後児童クラブの運営費に関して補助することにより、健全な運営に重要な財政基盤の安定化を図ることができます。 国庫補助の要件(※1)を満たさない小規模放課後児童クラブ(※2)の運営費に関して補助することにより、存続や健全な運営に重要な財政基盤の安定化を図ることができます。 						
事業の必要性と期待される効果	<p>※1：原則、放課後児童10人以上、開設日数250日以上</p> <p>※2：放課後児童5人以上10人未満、開設日数250日以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料について補助を行うことにより、保護者が安 						

心して就業を継続できるようになり、児童の安全・安心な居場所を確保することができます。

- 放課後児童クラブに従事する者に対する放課後児童支援員認定資格研修を実施することにより、放課後児童支援員の確保を図ることができます。

取組詳細

取組概要	施設整備、放課後児童クラブ（国庫補助の要件を満たさない小規模な放課後児童クラブを含む）の運営費に関して補助を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを利用する際の利用料に関して補助を行います。 放課後児童クラブに従事する者に対して放課後児童支援員認定資格研修を実施します。
取組内容等	

(1) 運営費補助

①放課後児童対策事業（国庫補助）：

・放課後児童クラブ運営費

放課後児童クラブの運営に必要な経費に関して補助を行います。

・ボランティア派遣事業

放課後児童クラブへボランティア（長期休暇派遣事業等）を派遣する事業に関して補助を行います。

・障がい児受入推進事業

障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費に関して補助を行います。

・放課後児童クラブ運営支援事業（仮称）

小学校の敷地外の民家・アパート等を活用した場合の賃借料に関して補助を行います。

・放課後児童クラブ送迎支援事業（仮称）

小学校の敷地外の放課後児童クラブへの高齢者、主婦等による送迎支援を行う事業に関して補助を行います。

②放課後児童クラブ活動事業（県単独補助）：11,430千円（うち県費11,430千円）

・運営費補助、初年度加算

国庫補助の対象とならない小規模な放課後児童クラブの運営に必要な経費に関して補助を行います。

・障がい児受入推進事業

障がい児を3人以上受け入れる放課後児童クラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費に関して補助を行います。

（2）【新】ひとり親家庭利用料補助（県単独補助）：12,765千円（うち県費12,765千円）

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料に関して補助を行います。

（3）施設整備補助

①放課後子ども環境整備事業（国庫補助）：16,634千円（うち県費16,634千円）

・放課後児童クラブ設置促進事業

小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

・放課後児童クラブ環境改善事業

必要な設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

※新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合（設備の整備・修繕および備品の購入）

※既存の設備の更新等（設備の整備、備品の購入）

※幼稚園、認定こども園を活用する際の環境改善経費（設備の整備・修繕および備品の購入）

・放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業に関して補助を行います。

・倉庫設備整備事業

教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業に関して補助を行います。

※新たに放課後児童健全育成事業を小学校の余裕教室等で実施する場合

②放課後児童クラブ室整備費（国庫補助）：

放課後児童クラブ室の整備（創設、改築（解体撤去等を含む））に関して補助を行います。

(3) 放課後児童支援員認定資格研修：

国が定める「認定研修ガイドライン」に基づき、放課後児童クラブに従事しようとする者（※）が放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施します。

※放課後クラブに従事しようとする者

　　国の省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）第10条第3項各号のいずれかに該当する者
　　⇒保育士資格、教諭免許等を有する者

(4) その他（事務費等）：

・旅費、消耗品費

[実績等]

(運営費補助)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
国庫補助対象クラブ数	278	274		箇所
県単補助対象クラブ数	13	10		箇所

(設置費補助)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
放課後児童クラブ室	2	3		箇所

[財源負担割合]（運営費国庫補助）県 10/10

（運営費県単補助）県 10/10

(ひとり親家庭利用料補助) 県 10/10

(環境整備補助) 県 10/10

(クラブ室整備補助) 県 10/10

[事業負担割合] (運営費国庫補助) 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

(運営費県単補助) 県 1/2 市町 1/2

(ひとり親家庭利用料補助) 県 1/2 市町 1/2

(環境整備補助) 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

(クラブ室整備補助) 国 1/3 県 1/3 設置者 1/3

[実施主体] (運営費補助) 市町

(ひとり親家庭利用料補助) 市町

(環境整備補助) 市町

(施設整備補助) 設置者 (市町、事業者)

(研修) 県 (事業者に委託)

[事業開始年度] (運営費補助) 平成 3 年度

(ひとり親家庭利用料補助) 平成 27 年度

(研修) 平成 27 年度

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細	事業名	放課後児童対策事業費補助金			区分	継続			
施設	232	子育て支援策の推進							
	23201	保育・放課後対策等の充実							
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値					
	病児・病後児保育所の実施地域数 (広域利用含む)		15 地域	20 地域					
選択・集中	第5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト							
重点化施策	重点								
根拠 (法令等)	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱（文部科学省・厚生労働省） 健康福祉部関係補助金等交付要綱								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
	予算額		660,671千円	830,188千円	874,437千円				
	決算額	720,107千円	721,893千円						
事業の目的	放課後児童クラブを設置・充実し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。								
	平成26年度までに、小学校区における放課後児童対策（放課後児童クラブまたは放課後子ども教室）の実施率を90%以上にすることを、三重県次世代育成支援行動計画における目標としています。（平成24年度 85.2%）								
事業目標									
前年度から の変更点	なし								
事業の必要性と期待される効果	放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保のためには、放課後児童クラブを充実させることが必要です。								
	放課後児童クラブの整備に関して補助をすることによって、設置を促進することが期待できます。								
	また、放課後児童クラブの運営費に関する補助は、放課後児童クラブの健全な運営に重要な財政基盤の安定のためには、欠くことのできないものであり、この補助制度により、放課後児童クラブの運営は可能になっています。								

取組詳細

取組概要	放課後児童クラブ指導員の研修を実施するとともに、放課後児童クラブが継続的に実施できるよう、制度的な課題に関する国への提言を実施します。 また、必要な地域への放課後児童クラブの設置が進むよう、引き続き放課後児童対策の支援を実施します（県内の放課後児童クラブ数：平成25年5月1日現在297か所）。子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、放課後児童クラブの設置基準の条例の策定等に関する市町からの相談に対応します。
取組内容等	

放課後児童対策事業 874,437千円（383,948千円）

放課後児童クラブの整備及び運営に関して、市町に補助を行います。放課後児童クラブの運営に関する補助は、29市町に、また、放課後児童クラブの整備に関する補助は、5市町と1社会福祉法人に対して行う予定です。

放課後児童クラブ指導員などを対象に、研修会（委託）を行います。

[実績等]

(運営費補助)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
運営費国庫補助 対象クラブ数	274	278	274	箇所

(設置費補助)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
放課後児童クラブ室	3	2	3	箇所

[財源負担割合] (運営費国庫補助) 国1/2 県1/2

(運営費県単補助) 県10/10

(設置費補助) 国1/2 県1/2

[事業負担割合] (運営費国庫補助) 国1/3 県1/3 市町1/3

(運営費県単補助) 県1/2 市町1/2

(設置費補助) 国1/3 県1/3 設置者1/3

[実施主体] (運営費補助) 県、市町

(設置費補助) 市町、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人

[事業開始年度] (運営費補助) 平成3年度

中間進捗情報

成果と課題
下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向
[下半期]
放課後児童クラブの整備及び運営に関して市町等に補助金を交付します。
放課後児童クラブの指導員などを対象とした研修会を開催します。
[翌年度]
放課後児童クラブの整備及び運営に関して市町等に補助金を交付します。
放課後児童支援員認定資格研修を開催します。

年間実施結果

取組結果
成績と課題
(1) 成果
(2) 課題
見直しの視点
<input checked="" type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性 <input type="checkbox"/> 該当なし
見直しの方向
<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止) <input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input type="checkbox"/> 現行通り <input checked="" type="checkbox"/> 拡充
民間活力の活用
<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り
今後に向けた改善のポイントと取組方向
(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由 国庫補助の拡充（予定）に伴い、事業の拡充が必要になります。
(2) 課題への対応 ・国庫補助の要件を満たさない小規模な放課後児童クラブが継続的に運営できるよう、引き続き、国庫補助制度の拡充について国へ要望していくとともに、県単独補助を拡充していく必要があります。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	思春期ライフプラン教育事業費			区分 一部新		
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目	25年度実績値	27年度目標値			
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	285件	220件			
選択・集中						
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	母子保健法 第8条、第9条 地域保健法 第3条					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	思春期から男女ともに、自身の生き方について考えられるよう、中学生を対象に妊娠、出産に関する医学的知識を踏まえた正しい知識の普及や、乳児とふれあう実体験の場を提供することにより家族の愛情や命の大切さを学ぶことで自己肯定感を高める。 妊娠出産に関する正しい知識をいつでも確認できるように整備する。 大学生が妊娠出産や性に対する正しい知識とライフプランを意識した健康行動が定着できることを目指す。					
事業目標	思春期ライフプラン教育（赤ちゃんふれあい体験事業、命の教育セミナー）を実施する市町の増加 大学生が妊娠出産や性に対する正しい知識を持ち、自らのライフプランと健康行動について考えることができる					
前年度から の変更点	妊娠出産に関する正しい知識をいつでも確認できるように、WEB等を利用した啓発をおこなう。 県内の大学と連携し、大学生が妊娠出産や性に対する正しい知識と健康行動について学び、大学生が自ら仲間に知識を普及させることができる仕組みづくりをおこう。					

事業の必要性と期待される効果	小中学生自身が、乳児とふれあったり、妊婦から胎児の心音を聞くことにより、乳児への愛着や家族の愛情を感じることで家族観の醸成を育む。
	中学生が、医学的な妊娠、出産の適齢期や母体への影響など、正しい知識や情報を提供することにより、自身の将来を見据え、自己肯定感を高める効果が期待できる。
	大学生が、妊娠出産や性に関する正しい知識を持ち、自分のライフプランをイメージすることで、今できる健康行動につなげることができる。妊娠出産についての学びが大学生の自主活動として定着することで知識の継続的な普及につながる。
	成人期の若者が妊娠や出産の医学的な適齢期等を知ることにより、具体的なライフプランの実現に向けた行動につながり、希望する妊娠・出産が実現できる。

2 取組詳細

取組概要	①乳幼児ふれあい体験 管内小中学校と連携し、市町が実施する育児相談やパパママ教室の機会を活用し、人形等を用いて、赤ちゃんの特徴等説明を受け、人形を用いた練習後、実際に赤ちゃんにふれる体験を行う。
	②市町教育委員会や学校と連携し産婦人科医師や助産師等を外部講師として、一定の学年を定めた市町の全中学校対象に命の教育セミナー（中学生思春期ライフプラン教育）に取り組む。
	③妊娠出産に関する正しい知識をいつでも確認できるようにWEBによる啓発を行う。
	④県内の大学と連携し、大学生に対して妊娠出産や性に関する正しい知識についての教育・啓発をおこなう。
	⑤未来のパパママ啓発事業 成人式等の機会を捉え妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を行う。
	取組内容等

①赤ちゃんふれあい体験事業 400 千円（うち県費 400 千円）

小中学生がパパママ教室や育児相談の場を活用し直接赤ちゃんを抱っこしたり、妊婦さんから胎児の心音を聞くことにより、赤ちゃんへの愛着、家族の愛情や命の大切さを学ぶ事業を行う市町への補助を行う。

補助対象：協力者、講師への報酬の他、事業に必要な備品等の購入費

（各市町は教育委員会、NPO 法人、助産師会等と連携して実施）

県費 1/2 1 市町あたり上限 50,000 円

②命の教育セミナー（中学生思春期ライフプラン教育）事業 550 千円（うち県費 550 千円）

産婦人科医師・助産師等外部講師を活用した思春期教育は、地域、学校等により実施状況が異なり教育を受ける子どもと受けない子どもの格差が生じていることから、市町内で一定の学年を定め男女とも平等に学べる場を確保した市町に対してかかる経費の補助を行う。（市町内の全ての中学校において命の教育セミナーを実施する市町のみ補助を行う）

県費 1/2 1 校あたり上限 10,000 円

③【新】思春期の年代をターゲットとしたWEBコンテンツの作成 1,512千円（うち県費 一千円）

思春期世代のよく利用するWEBで気軽に検索ができる妊娠、出産の正しい知識の普及を目指す。

委託料 1,512千円

④【新】大学生を対象とした妊娠出産に関する正しい知識の普及 662千円（うち県費 31千円）

県内の大学生を対象に、妊娠適齢期を含めた妊娠・出産についての正しい知識を提供し、目前に控えた就職後の働き方、ライフプランについても具体的に考え方行動できるようにするために講師を派遣する。

委託料 631千円

旅費 31千円

⑤未来のパパママ啓発事業 2,374千円（うち県費 一千円）

成人式等の機会を捉え妊娠、出産に関するパンフレットを配布し、正しい知識の普及啓発を行い、行動化をはかる。

[必要性等]

今年度計画中の「健やか親子いきいきプラン（第2次）（仮称）」の5つの取り組み課題のうち2つめに“学童期・思春期から成人期に向けた保健対策”が謳われており、県として率先して事業を展開する必要があります。

県が事業を行うことで①赤ちゃんふれあい体験事業は平成27年度5カ所の市町が実施の意向を示しています。

②命の教育セミナーは県が支援することで10カ所の市町で実施意向があり、併せて47校でライフプラン教育が行われる見込みです。保健部局と教育委員会で協力して事業を実施することで、成育システムに組み込まれた事業展開とすることが出来ます。

平成26年度作成した“思春期ライフプラン教育パンフレット”的活用を行うことが出来ます。

③思春期世代のよく利用するweb上に正しい情報を発信することで、三重県の広げたい情報を効果的に伝えることが出来ます。情報はいろいろなツールを用い繰り返し伝えられるように工夫する必要があります。

④大学生については妊娠・出産といったライフイベントが目前になっており、この時期に確実に妊娠出産の適齢期や、自身の健康管理について知識を提供し、具体的にイメージするよう促す必要があります。

⑤未来のパパママ啓発事業については平成26年度の『思春期ライフプラン教育啓発事業』から引き継ぎ2年目である。成人式の機会に、自らの妊娠・出産について考える機会とすることで、ライフプランを立てることを促す効果があります。

[実績等]

	平成26年度	単位
赤ちゃんふれあい体験実施市町数	3	市町
思春期教育事業実施市町数	3	市町

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] ①②県 1/2 市町 1/2 ③④⑤県 10/10

[実施主体] 県、市町

[事業開始年度] 平成 26 年度